

○越前町通学支援補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第22号

(趣旨)

第1条 町が交付する越前町通学支援補助金については、越前町補助金等交付規則(平成17年越前町規則第31号)に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 福井県に住所を置く、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する学校のうち高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)、高等専門学校、法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校のことをいう。

(2) 生徒 学校に在籍している満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で越前町内に住所を有する者をいう。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 保護者 前号に規定する生徒を保護する義務のある者で、申請時に越前町に住所を有し、町税の滞納が無い者をいう。

(4) 定期券 福井鉄道株式会社、京福バス株式会社、えちぜん鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社(以下「運行事業者」という。)が発行する乗車券で、自宅から合理的な経路を利用し、通学する学校に最も近いバス停又は駅までの区間で、有効期間は1年未満で最長期間のものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金交付の目的、交付の対象となる事業の内容、交付の金額、補助対象者の範囲は、次の表のとおりとする。

補助金交付の目的	生徒の保護者に対し、就学における経済的負担を軽減することにより、子育て支援及び定住促進に資することを目的とする。
----------	--

交付の対象となる事業の内容	生徒が、福井鉄道株式会社、京福バス株式会社、えちぜん鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社が発行する定期券を利用し、路線バス、電車で通学すること。
交付の金額	定期券の購入額から5,000円（片道定期券についても同額）に当該定期券の有効月数を乗じて得た額を控除した額。
補助対象定期券の範囲	定期券のうち、生徒が通学時初めて乗るバス停又は駅から在来線で学校が定める始業時間までに到着できる便が存在する路線。

（証明書の交付）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越前町通学支援補助金定期券購入証明書交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え町長に申請するものとする。

- （1） 生徒手帳等の写し。ただし、次年度に入学する生徒は入学証明書等
- （2） 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は前項の申請があったときは、その申請の内容を審査し、相当と認めるときは、越前町通学支援補助金定期券購入証明書（様式第1号）を申請者に交付するものとする。

（補助金の交付）

第5条 申請者が、定期券を購入する場合は、第4条第2項に定める証明書を対象の運行事業者へ提出の上、補助相当額を控除した額で定期券を購入する。

2 補助金の交付を受けようとする運行事業者は、越前町通学支援補助金交付申請書（様式第2号）に定期券購入申込み時の申請書を添えて町長に提出するものとする。

3 補助金の交付は、申請者から受領委任を受けた運行事業者に行う。

4 えちぜん鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社で通学する場合は、前条及び同条第1項の規定によらず、申請者は越前町通学支援補助金交付申請書（様式第2—1号）に生徒手帳等の写し、定期券の写しを添えて町長に提出するものとする。

5 前項に定める申請が可能な学校は、福井鉄道株式会社、京福バス株式会社のバスの運行をしていない学校に限る。ただし、学校の始業時間までに到着でき

ない場合はこの限りでない。

6 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 町長は前条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは越前町通学支援補助金交付決定通知書(様式第3号、第3
—1号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条により補助金の交付決定を受けた運行事業者は、越前町通学支援補
助金請求書(様式第4号)により補助金を請求するものとする。

2 えちぜん鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社で通学する場合は、第4条
及び第5条第1項の規定によらず、申請者は越前町通学支援補助金請求書(様
式第2—1号)により町長に請求するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当した場合は、補助金
の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるもの
とする。

(1) 購入した定期券の払戻しを行ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第3条の要件に該当しなくなったとき。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (平成28年告示第22号)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行し、第4条については3月1日か
ら適用する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までに、越前町生活路線バス通学促進事業補助金交付
要綱の規定により補助金受給資格の認定を受けた者は、なお従前の例による。

(越前町生活路線バス通学促進事業補助金交付要綱の廃止)

3 越前町生活路線バス通学促進事業補助金交付要綱(平成18年越前町告示第
14号)は、廃止する。

附 則（令和 2 年告示第 4 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条については令和 2 年 3 月 1 日から適用する。

様式第 1 号 (第 4 条 関係)

様式第 2 号 (第 5 条 関係)

様式第 2 — 1 号 (第 5 条、第 7 条 関係)

様式第 3 号 (第 6 条 関係)

様式第 3 — 1 号 (第 6 条 関係)

様式第 4 号 (第 7 条 関係)